

もっと便利な100円バスに

党議員団、日・祝日運行を求めて修正案を提出

6月議会に提案された第39号議案「尾張旭市営バスの設置及び管理に関する条例の制定について」は、これまで試験運行を続けてきた100円バスを、本格運行に向け、「公の施設」と位置づけて条例制定するもので、内容としては、これまで交通問題懇話会で論じられてきた一致点を踏まえたものとなっている。

条例では、障がい者の無料化も盛り込まれている一方、市内巡回バスを実現する会なども求めている、日・祝日運行や、目的地まで1コインで移動できるようにするための「乗り継ぎ券」が定められていないなど、住民要求を満たす内容とも言えず、賛成するにしても「黙って賛成」という訳にもいかないという議論が、当初から議員団の中にあ

りました。方法としては、修正案の提出と賛成討論の中で、要望を盛り込むことも考えられましたが、委員会付託された総務委員会での塚本市議の態度に背中を押される格好で、本会議では、川村議員が修正案を提案、答弁に立ちました。

議員団が塚本・川村の2名となつてから、議案提案権を行使するのは初めての経験で、修正案の内容は、簡易な内容となるように、「日・祝日運行が可能となるようにする」程度にとどめました。

修正案は、裏面記載のように、他の議員の賛同は得られませんでした。議会終了後「議会として良い経験になった」という意見も聞かれ、今後の議会活性化の力になるのではないかと考えます。

議員提出議案に対しては、「予算をとまなうものではない」という間違つた見解が流布されており、その根拠として挙げられるのが、地方自治法222条(裏面)です。この条文を読めば、222条で縛られているのは、自治体の長であつて、議員に対しての制約ではありませんが、地方行政職員の間で、「権威ある」とされている長野士郎著「逐条地方自治法」の解釈では、(裏面に続く)

「黙って賛成」という訳にもいかないという議論が、当初から議員団の中にあ

「消えた年金」問題解決のために

尾張旭市も積極的な取組を

いわゆる「消えた年金」問題の解決を図るために、日本共産党愛知県委員会は、県内全市町村に対し、次の3つの取組を行うよう呼びかけています(7月2日記者発表)。

- ① 市町村の「広報」やホームページで、当該市町村が年金記録を保有していることを住民に知らせること。
- ② 年金記録を本人に開示すること。
- ③ 市町村の窓口で「消えた年金」問題の特別相談体制を設けること。

かつて国民年金保険料の収納業務は市町村が行っていましたが、収納業務が社会保険庁に移管されるのにもない、02年4月に「事務処理基準」が改定され、市町村

の国民年金被保険者名簿の保存・管理義務が撤廃されました。約15%の市町村が同名簿を廃棄したと言われています。県内市町村の保管状況を党県委員会が独自調査を行ったところ、ほとんどの市町村で文書やマイクロフィルムなど何らかの形態で一定期間の記録を保管していることがわかりました。尾張旭市でも、01年度以前の電磁的記録があることが党議員団の聞き取りで判明しています。

党議員団は7月9日、前述した3つの取組について尾張旭市でも取り組むように、申し入れ書を市長あてに届けました。副市長が応対しました。

いよいよ参院選 県内演説会日程

7月12日公示の参院選で、愛知県を活動地域とする比例代表候補井上さとし参院議員と愛知選挙区の八田ひろ子前参院議員の押し上げのため、党幹部がつぎつぎ愛知入りします。日程を紹介します。

志位和夫委員長

7月15日(日) 3:00pm
名古屋駅名鉄メルサ前

石井郁子副委員長

7月12日(木) 10:30am
名古屋市中区栄小公園
(八田ひろ子第1声)

小池晃政策委員長

7月13日(金) 6:00pm
名鉄豊田市駅前
7月13日(金) 7:30pm
春日井市総合福祉センター
7月18日(水) 7:00pm
アイプラザ一宮

市田忠義書記局長

7月21日(土) 1:40pm
豊橋駅前
7月21日(土) 2:50pm
名鉄東岡崎駅前

第176条 普通地方公共団体の議会における条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除く外、その送付を受けた日から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

3 前項の規定による議決については、出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならぬ。

4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事に対しては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から21日以内に、審査を申し立てることができる。《改正》平11法160

6 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができぬ。《改正》平11法160

7 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から60日以内に、裁判所に出訴することができる。

8 前項の訴えのうち第4項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

(予算を伴う条例、規則等についての制限)
第222条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

(表面からの続き)

「議員が予算を伴う条例案その他の案件を提出する場合は、本条(222条)の趣旨を尊重して運営されるべきものであって、あらかじめ執行機関と連絡の上財源の見透しを得る必要がある」とと拡大解釈されており、とんでもない見当違いを述べています。

だいたい、執行機関と調整の上で出される、議員提案とは、本場に議員提案なのでしようか？調整できるようなものなら、執行機関が提案すれば済む話であつて、「やらせの議案では？」と思えてきます。

自治法176条では、議員が提案した議案が予算措置できない場合は、長が再議に付すことが可能で、しかも、その場合、出席議員の3分の2以上の賛成が無ければ可決できないこととなっています。市長の権限の大きさを感ずる内容です。長野士郎氏の解釈が正しいのであれば、176条の必要性が問われてくるのではないのでしょうか。法律上、予算措置できない条例を議会が決めてしまっても、176条のような安全弁が担保されているわけですから、もっと自由に議員提案をしてゆくべきです。

6月議会

賛否の分かれた議案などに対する各議員の態度

○：賛成 ×：反対

※議長は採決に加わりません。

議案などの名称	会派	日本共産党		市民まちづくりネット						政新あさひ					新成クラブ			公明党								
		川村剛	塚本美幸	大島もえ	楠木千代子	篠田一彦	花井守行	早川八郎	牧野一吉	水野義則	山下幹雄	相羽晴光	伊藤憲男	岩橋盛文	斉場洋治	坂江章演	森下政己	赤尾勝男	谷口マスラオ	※原淳磨	森和実	若杉たかし	伊藤恵理子	片渕卓三	丹羽栄子	
修正案第1号 市営バスの設置及び管理に関する条例制定に対する修正案		○	○	×	×	×	×	欠	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×
陳情第4号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正…		○	○	○	×	×	×	欠	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×

6月議会では、相変わらず陳情書に対しては、何の反対理由も示されずに、否決されました。

事前に、民主党篠田議員に対し、川村議員から、連合も提起している、最低賃金1000円以上にするを求め、陳情書にはあるので、反対するにはせめて、反

対討論など、意見表明をすべきと伝えていましたが、理由が示されず残念です。

なお、早川八郎議員は、本会議最終日欠席しています。(忌引きと聞いています。)